

## 平成 25 年度第 3 3 回人事委員会臨時会会議結果

1 開催日時 平成 26 年 3 月 19 日 (木) 午前 9 時 30 分

2 開催場所 委員室

3 出席者 委員長 熊谷 隆司  
委員 伊藤 方子  
委員 飛澤 重嘉

事務局長 佐藤 義昭  
総括課長 花山 智行

### 4 議題

#### (1) 会議の公開・非公開の決定

会議の冒頭、議案第 6 号から議案第 10 号及び報告事項 2 を非公開とする旨決定

#### (2) 議題

議案第 1 号 岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部改正について (公開)

議案第 2 号 岩手県人事委員会が保有する行政文書の開示に関する規則及び岩手県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正について (公開)

議案第 3 号 給料表の適用範囲に関する規則等の一部改正について (公開)

議案第 4 号 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について (公開)

議案第 5 号 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について (公開)

議案第 6 号 事務局職員の人事について (非公開)

議案第 7 号 職員の選考による昇任及び職務の級の決定について (非公開)

議案第 8 号 給料の特別調整額の適用区分を 1 種上位とすることについて承認することについて (非公開)

議案第 9 号 職員の勤務延長の期限の延長について (非公開)

議案第 10 号 校長の採用による職務の級等の決定について (非公開)

報告事項 1 事務局職員の人事について (公開)

報告事項 2 東日本大震災津波に伴う警察官の採用について (非公開)

報告事項 3 関係労働団体等からの要請書について (公開)

### 5 審議の状況 (結果)

#### (1) 公開とした会議

[議案第 1 号] [資料はこちら](#)

平成 26 年度における職の新設に伴い、岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正することについて、決定した。

[議案第 2 号] [資料はこちら](#)

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則及び知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正に準じて、岩手県人事委員会が保有する行政文書の開示に関する規則及び岩手県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正することについて、決定した。

〔議案第3号〕 資料はこちら

知事部局の組織改編に伴い、給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正することについて、決定した。

〔議案第4号〕 資料はこちら

刑事作業手当のうち死体処理作業に係るもの等、職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正することについて、決定した。

〔議案第5号〕 資料はこちら

県の組織改編等に伴い、管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正することについて、決定した。

〔報告事項1〕

事務局職員の人事について、報告した。

〔報告事項3〕

関係労働団体等からの要請書について、報告した。

(2) 非公開とした会議

〔議案第6号〕

事務局職員の人事異動について、決定した。

〔議案第7号〕

医療局長から申請のあった者に係る選考による昇任並びに教育委員会から申請のあった者に係る選考の昇任及び職務の級について、決定した。

〔議案第8号〕

知事から申請のあった給料の特別調整額の適用区分を1種上位とすることについて承認することについて、決定した。

〔議案第9号〕

医療局長から申請のあった者に係る勤務延長の期限の延長について、決定した。

〔議案第10号〕

教育委員会から申請のあった校長の採用による職務の級等について、決定した。

〔報告事項2〕

東日本大震災津波に伴う警察官の採用について、報告した。

6 傍聴人 なし

岩手県人事委員会会議についての問い合わせ

岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県人事委員会事務局職員課

電話 019-629-6236

FAX 019-629-6239

メール DD0002@pref.iwate.jp

## 議案第1号

### 岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部改正について

平成26年3月19日提出

岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

---

#### 1 趣旨

平成26年度における職の新設に伴い改正するものであること。

#### 2 改正の内容

再任用職員の職位の見直しにより、「主査行政専門員」を新設しようとするものであること。

#### 3 施行期日（附則関係）

平成26年4月1日から施行すること。

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第 号

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則（昭和40年岩手県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後																													
(職及び職務)			(職及び職務)																													
第4条 [略]			第4条 [略]																													
2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表中欄に掲げる職を必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。			2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表中欄に掲げる職を必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">事務局 課</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任主査</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>主任及び主任 行政専門員</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区 分	職	職 務	事務局 課	[略]		主任主査	[略]	主任及び主任 行政専門員	[略]	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">事務局 課</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任主査</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>主査行政専門員</u></td> <td><u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の特定事務を処理する。</u></td> </tr> <tr> <td>主任及び主任 行政専門員</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区 分	職	職 務	事務局 課	[略]		主任主査	[略]	<u>主査行政専門員</u>	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の特定事務を処理する。</u>	主任及び主任 行政専門員	[略]		[略]	
区 分	職	職 務																														
事務局 課	[略]																															
	主任主査	[略]																														
	主任及び主任 行政専門員	[略]																														
	[略]																															
区 分	職	職 務																														
事務局 課	[略]																															
	主任主査	[略]																														
	<u>主査行政専門員</u>	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の特定事務を処理する。</u>																														
	主任及び主任 行政専門員	[略]																														
	[略]																															
3 [略]			3 [略]																													
備考 改正部分は、下線の部分である。																																

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月 日

岩手県人事委員会  
委員長 熊谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第 号

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則（昭和40年岩手県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>○岩手県人事委員会事務局組織に関する規則</p> <p>昭和40年3月31日人事委員会規則第19号</p> <p>改正</p> <p>昭和48年10月1日人事委員会規則第32号 昭和50年3月29日人事委員会規則第6号 昭和52年3月8日人事委員会規則第1号 昭和55年3月28日人事委員会規則第9号 昭和59年3月30日人事委員会規則第1号 昭和62年12月25日人事委員会規則第19号 平成11年3月31日人事委員会規則第5号 平成13年3月30日人事委員会規則第2号 平成13年9月28日人事委員会規則第30号 平成16年3月31日人事委員会規則第11号 平成16年7月30日人事委員会規則第35号 平成17年3月31日人事委員会規則第26号 平成19年3月9日人事委員会規則第4号 平成20年3月28日人事委員会規則第14号 平成21年3月31日人事委員会規則第12号 平成23年3月29日人事委員会規則第10号</p> <p>岩手県人事委員会事務局組織に関する規則をここに公布する。</p>	<p>○岩手県人事委員会事務局組織に関する規則</p> <p>昭和40年3月31日人事委員会規則第19号</p> <p>改正</p> <p>昭和48年10月1日人事委員会規則第32号 昭和50年3月29日人事委員会規則第6号 昭和52年3月8日人事委員会規則第1号 昭和55年3月28日人事委員会規則第9号 昭和59年3月30日人事委員会規則第1号 昭和62年12月25日人事委員会規則第19号 平成11年3月31日人事委員会規則第5号 平成13年3月30日人事委員会規則第2号 平成13年9月28日人事委員会規則第30号 平成16年3月31日人事委員会規則第11号 平成16年7月30日人事委員会規則第35号 平成17年3月31日人事委員会規則第26号 平成19年3月9日人事委員会規則第4号 平成20年3月28日人事委員会規則第14号 平成21年3月31日人事委員会規則第12号 平成23年3月29日人事委員会規則第10号</p> <p>岩手県人事委員会事務局組織に関する規則をここに公布する。</p>

改正前	改正後
<p>岩手県人事委員会事務局組織に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第8項の規定により、岩手県人事委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(課の設置)</p> <p>第2条 事務局に職員課（以下「課」という。）を置く。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務・任用担当の分掌事務</p> <p>(1) 人事委員会の会議に関すること。</p> <p>(2) 公印に関すること。</p> <p>(3) 事務局職員の任用、給与その他人事に関すること。</p> <p>(4) 人事委員会の規則、訓令等の公布又は公表に関すること。</p> <p>(5) 行政文書の收受、審査、発送及び整理保存に関すること。</p> <p>(6) 物品の管理に関すること。</p> <p>(7) 予算経理に関すること。</p> <p>(8) 広報に関すること。</p> <p>(9) 人事記録に関することの管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。</p> <p>(10) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関すること（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。）。</p> <p>(11) 職員の競争試験及び選考に関すること。</p> <p>(12) 職階制に関する計画に関すること。</p> <p>(13) 職員の研修及び勤務成績の評定についての総合的企画及び勧告に関すること（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。）。</p> <p>(14) 情報公開に関する事務の総括に関すること。</p>	<p>岩手県人事委員会事務局組織に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第8項の規定により、岩手県人事委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(課の設置)</p> <p>第2条 事務局に職員課（以下「課」という。）を置く。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務・任用担当の分掌事務</p> <p>(1) 人事委員会の会議に関すること。</p> <p>(2) 公印に関すること。</p> <p>(3) 事務局職員の任用、給与その他人事に関すること。</p> <p>(4) 人事委員会の規則、訓令等の公布又は公表に関すること。</p> <p>(5) 行政文書の收受、審査、発送及び整理保存に関すること。</p> <p>(6) 物品の管理に関すること。</p> <p>(7) 予算経理に関すること。</p> <p>(8) 広報に関すること。</p> <p>(9) 人事記録に関することの管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。</p> <p>(10) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関すること（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。）。</p> <p>(11) 職員の競争試験及び選考に関すること。</p> <p>(12) 職階制に関する計画に関すること。</p> <p>(13) 職員の研修及び勤務成績の評定についての総合的企画及び勧告に関すること（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。）。</p> <p>(14) 情報公開に関する事務の総括に関すること。</p>

改正前	改正後																		
<p>(15) 個人情報保護に関する事務の総括に関すること。</p> <p>(16) 審査・給与担当の事務に属さないこと。</p> <p>審査・給与担当の分掌事務</p> <p>(1) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関すること。</p> <p>(2) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求に関すること。</p> <p>(3) 職員に対する不利益処分についての不服申立てに関すること。</p> <p>(4) 職員からの苦情相談に関すること。</p> <p>(5) 職員団体の登録に関すること。</p> <p>(6) 労働基準監督機関の職権に関すること。</p> <p>(7) 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究等に関すること。</p> <p>(8) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関すること（総務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。）。</p> <p>(9) 職員に対する給与の支払の監理に関すること。</p> <p>(10) 職員の研修及び勤務成績の評定についての総合的企画及び勧告に関すること（総務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。）。</p> <p>(11) 給料表についての報告及び勧告に関すること。</p> <p>(12) その他法令又は条例に基づき人事委員会の所掌に属する事務のうち、審査又は給与に係るものに関すること。</p> <p>(職及び職務)</p> <p>第4条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1284 118 1428 1117"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局</td> <td>事務局</td> <td>人事委員会の指揮監督を受け、事務局の局務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	職	職務	事務局	事務局	人事委員会の指揮監督を受け、事務局の局務を掌理する。		長		<p>(15) 個人情報保護に関する事務の総括に関すること。</p> <p>(16) 審査・給与担当の事務に属さないこと。</p> <p>審査・給与担当の分掌事務</p> <p>(1) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関すること。</p> <p>(2) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求に関すること。</p> <p>(3) 職員に対する不利益処分についての不服申立てに関すること。</p> <p>(4) 職員からの苦情相談に関すること。</p> <p>(5) 職員団体の登録に関すること。</p> <p>(6) 労働基準監督機関の職権に関すること。</p> <p>(7) 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究等に関すること。</p> <p>(8) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関すること（総務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。）。</p> <p>(9) 職員に対する給与の支払の監理に関すること。</p> <p>(10) 職員の研修及び勤務成績の評定についての総合的企画及び勧告に関すること（総務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。）。</p> <p>(11) 給料表についての報告及び勧告に関すること。</p> <p>(12) その他法令又は条例に基づき人事委員会の所掌に属する事務のうち、審査又は給与に係るものに関すること。</p> <p>(職及び職務)</p> <p>第4条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1284 1120 1428 2125"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局</td> <td>事務局</td> <td>人事委員会の指揮監督を受け、事務局の局務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	職	職務	事務局	事務局	人事委員会の指揮監督を受け、事務局の局務を掌理する。		長	
区分	職	職務																	
事務局	事務局	人事委員会の指揮監督を受け、事務局の局務を掌理する。																	
	長																		
区分	職	職務																	
事務局	事務局	人事委員会の指揮監督を受け、事務局の局務を掌理する。																	
	長																		

改正前		改正後	
課	<p>総括課 長</p> <p>担当課 長</p> <p>主査</p>	<p>課</p> <p>総括課 長</p> <p>担当課 長</p> <p>主査</p>	<p>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務を掌理するとともに、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、課の事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の特定事務を処理する。</p>
<p>2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表中欄に掲げる職を必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>			
区分	職務	区分	職務
事務局	<p>局付</p> <p>主任</p> <p>主査</p>	<p>事務局</p> <p>課</p> <p>主任</p> <p>主査</p> <p>主査行政専門員</p> <p>主任及び行政専門員</p> <p>主任主事、主事</p>	<p>上司の命を受け、事務局又は課の特定業務を処理する。</p> <p>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の特定事務を処理する。</p> <p>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の特定事務を処理する。</p> <p>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の特定事務を処理する。</p> <p>上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務をつかさどる。</p> <p>上司の命を受け、事務をつかさどる。</p>

改正前

及び行政専門員

3 前2項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表中欄に掲げる職を必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務
事務局	参事	上司の命を受け、事務局の特定事項についての企画及び立案に参画する。
	主幹	上司の命を受け、課の重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
	副主幹	上司の命を受け、課の特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 岩手県人事委員会事務局組織に関する規則(昭和28年岩手県人事委員会規則第24号)及び岩手県人事委員会事務局職員身分取扱規程(昭和26年岩手県人事委員会規則第2号)は、廃止する。ただし、従前の職員は、この規則に基づく相当の職員となり、同一性をもって存続するものとする。  
附則(昭和48年10月1日人事委員会規則第32号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附則(昭和50年3月29日人事委員会規則第6号)  
この規則は、昭和50年4月1日から施行する。  
附則(昭和52年3月8日人事委員会規則第1号)  
この規則は、昭和52年4月1日から施行する。  
附則(昭和55年3月28日人事委員会規則第9号)  
この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

改正後

及び行政専門員

3 前2項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表中欄に掲げる職を必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務
事務局	参事	上司の命を受け、事務局の特定事項についての企画及び立案に参画する。
	主幹	上司の命を受け、課の重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
	副主幹	上司の命を受け、課の特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 岩手県人事委員会事務局組織に関する規則(昭和28年岩手県人事委員会規則第24号)及び岩手県人事委員会事務局職員身分取扱規程(昭和26年岩手県人事委員会規則第2号)は、廃止する。ただし、従前の職員は、この規則に基づく相当の職員となり、同一性をもって存続するものとする。  
附則(昭和48年10月1日人事委員会規則第32号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附則(昭和50年3月29日人事委員会規則第6号)  
この規則は、昭和50年4月1日から施行する。  
附則(昭和52年3月8日人事委員会規則第1号)  
この規則は、昭和52年4月1日から施行する。  
附則(昭和55年3月28日人事委員会規則第9号)  
この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

改正前	改正後
<p>附 則 (昭和59年3月30日人事委員会規則第1号) この規則は、昭和59年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和62年12月25日人事委員会規則第19号) この規則は、昭和63年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成11年3月31日人事委員会規則第5号) この規則は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成13年3月30日人事委員会規則第2号) この規則は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成13年9月28日人事委員会規則第30号) この規則は、平成13年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成16年3月31日人事委員会規則第11号) この規則は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成16年7月30日人事委員会規則第35号) この規則中 (中略) 第2条の規定は平成16年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成17年3月31日人事委員会規則第26号) この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成19年3月9日人事委員会規則第4号) この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成20年3月28日人事委員会規則第14号) この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成21年3月31日人事委員会規則第12号) この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成23年3月29日人事委員会規則第10号) この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 (昭和59年3月30日人事委員会規則第1号) この規則は、昭和59年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和62年12月25日人事委員会規則第19号) この規則は、昭和63年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成11年3月31日人事委員会規則第5号) この規則は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成13年3月30日人事委員会規則第2号) この規則は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成13年9月28日人事委員会規則第30号) この規則は、平成13年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成16年3月31日人事委員会規則第11号) この規則は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成16年7月30日人事委員会規則第35号) この規則中 (中略) 第2条の規定は平成16年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成17年3月31日人事委員会規則第26号) この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成19年3月9日人事委員会規則第4号) この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成20年3月28日人事委員会規則第14号) この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成21年3月31日人事委員会規則第12号) この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成23年3月29日人事委員会規則第10号) この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p>
備	改正部分は、下線の部分である。
考	附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 議案第2号

岩手県人事委員会が保有する行政文書の開示に関する規則及び岩手県  
人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正につい  
て

平成26年3月19日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

---

### 第1 趣旨

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則及び知事が保有する個人情  
報の保護等に関する規則の一部改正に準じて、所要の改正をしようとするも  
のである。

### 第2 規則案の内容

- (1) 電磁的記録の開示の実施の方法に係る区分の削除及び追加をすること。  
(別表第2関係)
- (2) その他所要の整備をすること。(別表第2、様式第1号関係)

### 第3 施行期日(附則関係)

平成26年4月1日から施行すること。

岩手県人事委員会が保有する行政文書の開示に関する規則及び岩手県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

岩手県人事委員会が保有する行政文書の開示に関する規則及び岩手県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

(岩手県人事委員会が保有する行政文書の開示に関する規則の一部改正)

第1条 岩手県人事委員会が保有する行政文書の開示に関する規則(平成11年岩手県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後		
別表第2(第6条関係)				別表第2(第6条関係)		
開示の実施の方法	区 分	単 位	金 額	開示の実施の方法	区 分	金 額
複製物の 交付	1 <u>フレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。)</u> に複製した複製物	1枚につき	40円	複製物の 交付	1 <u>光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。)</u> に複製した複製物	1枚につき80円
	2 <u>光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。)</u> に複製した複製物	1枚につき	80円			
	3 <u>光ディスクカートリッジ(日本工業規格X6277に適合する幅90ミリメートルのものであって、640メガバイトのものに限る。)</u> に複製した複製物	1枚につき	440円			
	4 <u>録音カセットテープ</u>	1巻に	120円			

	(日本工業規格 C 5568 に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	つき						
	5 ビデオカセットテープ (日本工業規格 C 5581に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	1 巻につき		190円				
紙その他 これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し (日本工業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。)	白黒	1 枚につき	10円 (両面に複製した場合には、20円)	紙その他 これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し (日本工業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。)	白黒	1 枚につき10円 (両面に複製した場合には、20円)
		カラー	1 枚につき	40円 (両面に複製した場合には、80円)			カラー	1 枚につき40円 (両面に複製した場合には、80円)
	2 1に掲げる以外の写し		1 枚につき	当該写しの作成に要する費用に相当する額		2 1に掲げる以外の写し		当該写しの作成に要する費用に相当する額

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第2条 岩手県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則(平成13年岩手県人事委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後		
別表第2 (第11条関係)				別表第2 (第11条関係)		
開示の実施の方法	区分	単位	金額	開示の実施の方法	区分	金額
複製物の交付	1 フレキシブルディスク クカートリッジ (日本)	1 枚につき	40円	複製物の交付		



、又は印刷したもの の写しの交付	大きさまでの ものに限る。			っては、 <u>20円</u>
	)	カラー	1枚につき	40円 (両面に 複写した 場合に あつては、 80円)
2	1に掲げる以外の写し		1枚につき	当該写しの作成に要する費用に相当する額

、又は印刷したもの の写しの交付	大きさまでの ものに限る。			
	)	カラー	1枚につき	40円 (両面に複写した場合にあつては、80円)
2	1に掲げる以外の写し			当該写しの作成に要する費用に相当する額

様式第1号 (第3条関係)

様式第1号 (第3条関係)

[略]

[略]

[略]	
開示の実施の方法	1 [略]
	2 電磁的記録の場合 [略] <input type="checkbox"/> 複製物の交付 ( <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付) <u>(複製物の区分 <input type="checkbox"/>フレキシブルディスクカートリッジ (FD) <input type="checkbox"/>光ディスク (CD-R) <input type="checkbox"/>光ディスクカートリッジ (MO) <input type="checkbox"/>録音テープ <input type="checkbox"/>ビデオテープ)</u> [略]
	[略]
[略]	

[略]	
開示の実施の方法	1 [略]
	2 電磁的記録の場合 [略] <input type="checkbox"/> 複製物の交付 ( <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付) [略]
	[略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の岩手県人事委員会が保有する行政文書の開示に関する規則別表第2の規定は、同条の規定の施行の日以後にされた開示請求(情報公開条例(平成10年岩手県条例第49号)第6条第1項に規定する開示請求をいい、電磁的記録(同条例第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。)の開示を受けるものに限る。以下この項において同じ。)について適用し、同日前にされた開示請求(岩手県人事委員会が受理したものに限る。)については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の岩手県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則(以下「改正後の個人情報保護規則」

という。)別表第2の規定は、同条の規定の施行の日以後にされた開示請求(個人情報保護条例(平成13年岩手県条例第7号)第11条第1項に規定する開示請求をいい、電磁的記録(同条例第2条第3号に規定する電磁的記録をいう。)の開示を受けるものに限る。以下この項において同じ。)について適用し、同日前にされた開示請求(岩手県人事委員会が受理したのものに限る。)については、なお従前の例による。

- 4 改正後の個人情報保護規則に定める様式は、第2条の規定の施行の日以後に提出する請求書について適用し、同日前に提出した請求書については、なお従前の例による。
- 5 第2条の規定による改正前の岩手県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 議案第3号

### 給料表の適用範囲に関する規則等の一部改正について

平成26年3月19日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

---

#### 第1 趣旨

知事部局における組織改編に伴い、所要の整備をしようとするものである。

#### 第2 規則案の内容

知事部局における組織改編に伴い、以下の規則について所要の整備をすること。

- (1) 給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第5号）
- (2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成12年岩手県人事委員会規則第27号）
- (3) 研究職員の研究成果活用企業の役員等兼業に係る休職の事由の基準等に関する規則（平成12年岩手県人事委員会規則第28号）
- (4) 研究職員の営利企業の役員等の兼業に関する規則（平成12年岩手県人事委員会規則第29号）

#### 第3 施行期日（附則関係）

平成26年4月1日から施行すること。

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第 号

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第 1 条 給料表の適用範囲に関する規則 (昭和32年岩手県人事委員会規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(研究職給料表の適用範囲)</p> <p>第 8 条 研究職給料表は、次に掲げる広域振興局以外の出先機関若しくは別に指定するこれらに準ずる機関又はその他の機関で別に指定する部課等に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。</p> <p>(1) <u>環境保健研究センター</u></p> <p>(2) <u>先端科学技術研究センター</u></p> <p>(3)～(7) [略]</p>	<p>(研究職給料表の適用範囲)</p> <p>第 8 条 研究職給料表は、次に掲げる広域振興局以外の出先機関若しくは別に指定するこれらに準ずる機関又はその他の機関で別に指定する部課等に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。</p> <p>(1) <u>先端科学技術研究センター</u></p> <p>(2) <u>環境保健研究センター</u></p> <p>(3)～(7) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正)

第 2 条 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則 (平成12年岩手県人事委員会規則第27号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用除外職員)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 2 号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員 (専ら試験研究業務に携わる者を除く。) とする。</p> <p>(1) <u>岩手県環境保健研究センター副所長</u></p> <p>(2) <u>岩手県先端科学技術研究センター副所長</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(適用除外職員)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 2 号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員 (専ら試験研究業務に携わる者を除く。) とする。</p> <p>(1) <u>岩手県先端科学技術研究センター副所長</u></p> <p>(2) <u>岩手県環境保健研究センター副所長</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(研究職員の研究成果活用企業の役員等兼業に係る休職の事由の基準等に関する規則の一部改正)

第 3 条 研究職員の研究成果活用企業の役員等兼業に係る休職の事由の基準等に関する規則 (平成12年岩手県人事委員会規則第28号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(試験研究に関する業務に従事する職員の範囲)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる試験研究機関等に勤務する職員 (当該試験研究機関等の長である職員を除く。) のうち研究をその職務の全部又は一部とする者をいう。</p> <p>(1) <u>岩手県環境保健研究センター</u></p>	<p>(試験研究に関する業務に従事する職員の範囲)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる試験研究機関等に勤務する職員 (当該試験研究機関等の長である職員を除く。) のうち研究をその職務の全部又は一部とする者をいう。</p> <p>(1) <u>岩手県先端科学技術研究センター</u></p>

(2) <u>岩手県先端科学技術研究センター</u> (3)～(8) [略]	(2) <u>岩手県環境保健研究センター</u> (3)～(8) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(研究職員の営利企業の役員等の兼業に関する規則の一部改正)

第4条 研究職員の営利企業の役員等の兼業に関する規則（平成12年岩手県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表 試験研究機関等（第2条関係） (1) <u>岩手県環境保健研究センター</u> (2) <u>岩手県先端科学技術研究センター</u> (3)～(8) [略]	別表 試験研究機関等（第2条関係） (1) <u>岩手県先端科学技術研究センター</u> (2) <u>岩手県環境保健研究センター</u> (3)～(8) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則等の一部改正について

H26.3.19 人事委員会事務局

1 改正の趣旨

知事部局の平成26年度組織改編に伴い、以下の規則について所要の整備を行うこと。

- (1) 給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第5号）
- (2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成12年岩手県人事委員会規則第27号）
- (3) 研究職員の研究成果活用企業の役員等兼業に係る休職の事由の基準等に関する規則（平成12年岩手県人事委員会規則第28号）
- (4) 研究職員の営利企業の役員等の兼業に関する規則（平成12年岩手県人事委員会規則第29号）

2 改正内容

知事部局の出先機関の移管・再編に伴い、組織等の並び順を建制順に改めること。

【例】給料表の適用範囲に関する規則第8条

改正前	改正後
(研究職給料表の適用範囲) 第8条 [略] (1) 環境保健研究センター <b>【保健福祉部】</b> (2) 先端科学技術研究センター <b>【商工労働観光部】</b> (3) 生物学研究所 (4) 農業研究センター (5) 林業技術センター (6) 水産技術センター (7) 内水面水産技術センター <b>【農林水産部】</b>	(研究職給料表の適用範囲) 第8条 [略] (1) 先端科学技術研究センター <b>【政策地域部】</b> (2) 環境保健研究センター <b>【環境生活部】</b> (3) 生物学研究所 (4) 農業研究センター (5) 林業技術センター (6) 水産技術センター (7) 内水面水産技術センター <b>【農林水産部】</b>

【参考】岩手県知事部局行政組織規則【建制順】

部 局	部局に属する出先機関【一部抜粋】	
	改正前	改正後
総 務 部	[略]	[略]
政 策 地 域 部		<b>① 先端科学技術研究センター</b>
環 境 生 活 部	① 食肉衛生検査所 ② 県民生活センター	① 食肉衛生検査所 <b>② 環境保健研究センター</b> ③ 県民生活センター
保 健 福 祉 部	①～② [略] ③ 児童相談所 <b>④ 環境保健研究センター</b> ⑤ 高等看護学院 ⑥～⑦ [略]	①～② [略] ③ 児童相談所 ④ 高等看護学院 ⑤～⑥ [略]
商 工 労 働 観 光 部	①～② [略] ③ 福岡事務所 <b>④ 先端科学技術研究センター</b> ⑤ 産業技術短期大学校 ⑥ [略]	①～② [略] ③ 福岡事務所 ④ 産業技術短期大学校 ⑤ [略]
農 林 水 産 部	[略]	[略]
[略]		

3 施行日

平成26年4月1日から施行すること。

## 議案第4号

### 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

平成26年3月19日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

---

#### 第1 趣旨

刑事作業手当のうち死体処理作業に係るものについて、作業1回につき支給することとし、併せて所要の整備をしようとするものである。

#### 第2 規則案の内容

- (1) 刑事作業手当のうち死体処理作業に係るものについて、1日につき支給していた分について、作業1回につき支給することとする。 (第13条関係)
- (2) その他所要の整備をすること。 (第11条の7、第11条の9、第13条関係)

#### 第3 施行期日 (附則関係)

平成26年4月1日から施行すること。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第 号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(消防訓練指導手当)</p> <p>第11条の7 条例第9条の7第1項に規定する「人事委員会の定める業務」とは、<u>消防学校の教育訓練の基準（昭和45年消防庁告示第1号）</u>別表第1から別表第6までに掲げる各教科目における訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防ぎょ訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の各教育訓練とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(職業訓練指導手当の額)</p> <p>第11条の9 条例第9条の9第2項に規定する手当の額は、勤務1月につき給料月額に100分の7（<u>給与条例別表第3のア教育職給料表（1）の適用を受ける職員にあっては、100分の4</u>）を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(消防訓練指導手当)</p> <p>第11条の7 条例第9条の7第1項に規定する「人事委員会の定める業務」とは、<u>岩手県消防学校教育訓練規則（昭和49年規則第20号）</u>別表第1から別表第6までに掲げる各教科目における訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防ぎょ訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の各教育訓練とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(職業訓練指導手当の額)</p> <p>第11条の9 条例第9条の9第2項に規定する手当の額は、勤務1月につき給料月額に100分の7（<u>一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）</u>別表第3のア教育職給料表（1）の適用を受ける職員にあっては、100分の4）を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p>
<p>(刑事作業手当)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 条例第10条の2第1項第15号に規定する「人事委員会の定めるもの」とは、皇族の身辺警衛及び警護要則（<u>昭和40年国家公安委員会規則第3号</u>）第2条に規定する警護対象者の身辺警護の作業とする。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 条例第10条の2第2項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 条例第10条の2第1項第6号の作業</p> <p>ア <u>検視作業及び解剖立会作業 作業1回につき、それぞれ3,200円</u></p>	<p>(刑事作業手当)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 条例第10条の2第1項第15号に規定する「人事委員会の定めるもの」とは、皇族の身辺警衛及び警護要則（<u>平成6年国家公安委員会規則第18号</u>）第2条に規定する警護対象者の身辺警護の作業とする。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 条例第10条の2第2項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 条例第10条の2第1項第6号の作業</p> <p>ア 検視作業</p> <p><u>(ア) 検視官室長が行う検視作業 作業1回につき3,200円</u></p> <p><u>(イ) (ア)に規定する職員以外の職員が行う検視作業 作業1回につき1,600円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあって</u></p>

<p>イ 死体解剖の補助作業 作業<u>1日</u>につき 3,200円</p> <p>ウ ア及びイ以外の死体処理作業 作業<u>1日</u>につき 1,600円 (心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額に100分の100を乗じて得た額を加算した額)</p> <p>(7)～(16) [略]</p> <p>8 同一の日において、第4項第1号ア及びイ並びに第2号に掲げる作業のうち同項第1号アに掲げる作業を含む2以上の作業に従事した場合には同号イに掲げる作業に係る手当及び同項第2号に掲げる作業に係る手当を、同項第1号イに掲げる作業及び同項第2号に掲げる作業に従事した場合には同号に掲げる作業に係る手当を、<u>前項第6号イに掲げる作業及び同号ウに掲げる作業に従事した場合には同号ウに掲げる作業に係る手当を支給しない。</u></p>	<p>は、<u>当該額に100分の100を乗じて得た額を加算した額</u></p> <p>イ 死体解剖の<u>立会作業又は補助作業</u> 作業<u>1回</u>につき 3,200円</p> <p>ウ ア及びイ以外の死体処理作業 作業<u>1回</u>につき 1,600円 (心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額に100分の100を乗じて得た額を加算した額)</p> <p>(7)～(16) [略]</p> <p>8 同一の日において、第4項第1号ア及びイ並びに第2号に掲げる作業のうち同項第1号アに掲げる作業を含む2以上の作業に従事した場合には同号イに掲げる作業に係る手当及び同項第2号に掲げる作業に係る手当を、同項第1号イに掲げる作業及び同項第2号に掲げる作業に従事した場合には同号に掲げる作業に係る手当を支給しない。</p> <p>9 同一の死体について、<u>第7項第6号ア及び同号ウに掲げる作業に従事した場合には、同号ウに掲げる作業に係る手当を支給しない。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

平成 26 年 3 月 19 日  
人事委員会事務局  
職員課 給与担当

「職員の特殊勤務手当に関する規則」の一部改正

【改正内容】

1 死体処理作業手当関係

警察職員が死体処理作業をした場合に支給される手当について、従来、日額で支給していた分について、作業 1 回ごとの支給に改めるようとするもの。(第 13 条関係)

- ・改正の方針については、前回委員会（H26. 3. 6 開催）で協議済みであること。
- ・なお、同一死体について、検視作業とその他作業（死体運搬等）を行う場合、一連の作業として取扱うことから、その他作業の分は支給しない旨の調整規定を置くこととしたこと。

職員区分	検視作業	解剖立会作業	解剖補助作業	その他の作業
検視官室長	3,200 円	3,200 円	—	(1,600(3,200)円)
検視官等	1,600(3,200)円	3,200 円	—	(1,600(3,200)円)
一般職員	—	—	3,200 円	1,600(3,200)円

2 その他所要の整備

(1) 消防訓練指導手当に係る業務の根拠規定について所要の整備をすること。(第 11 条の 7 関係)

- ・改正前の規定で引用していた「消防学校の教育訓練の基準」は、平成 15 年に全部改正が行われており、改正漏れが生じていたもの。
- ・今回、業務の定め根拠規定を当該基準を受けて定められている「岩手県消防学校教育訓練規則」に変更しようとするもの。(別表で定められている科目等は、全く同一の内容となっていること。)
- ・なお、条権者（人事課）において検討した結果、今回の改正を除き、平成 15 年の改正による本条の規定の表現の改正の必要はない旨確認済み。

(2) 給与条例の読替え規定を置くこと。(第 11 条の 9 関係)

- ・平成 16 年人事委員会規則第 20 号により第 10 条の 3 に置かれていた読替規定が削除されていたことから、当規則において給与条例の初出となる本条に改めて読替規定を置くもの。

(3) 警衛警護手当で引用している国家公安委員会規則の法令番号の整備をすること。(第 13 条関係)

- ・警衛警護手当の創設時（平成 9 年岩手県人事委員会規則第 7 号による改正）の誤りによるもの。

2 施行日

平成 26 年 4 月 1 日

(所要の整備についても、本来改正分の施行日に合わせること。)

## 議案第5号

### 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

平成26年3月19日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

---

#### 第1 改正の趣旨

県の組織改編等に伴い、各任命権者から内申があった職について、地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書に規定する管理職員等として指定等をするものである。

#### 第2 改正の内容

- 1 各任命権者から管理職員等の指定の内申があった職について、指定する必要があると認められることから、当該職を別表に加える。（別表関係）
- 2 各任命権者から管理職員等の指定廃止の内申があった職について、当該職を削除する。（別表関係）

#### 第3 施行期日（附則関係）

平成26年4月1日から施行すること。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
組織	職員	組織	職員
議会事務局	事務局長 次長 総括課長 総務課の管理主幹並びに人事、給与若しくは服務に関する事務又は秘書の事務を担当する主任主査及び主査	議会事務局	事務局長 次長 総括課長 総務課の主任主査及び主査（人事、給与、服務又は秘書の事務を担当する者に限る。）
知事 の 事務 部 局	本庁 企画理事 復興局長 会計管理者 部長 秘書広報室長 国体・障がい者スポーツ大会局長 技監 副部長 副室長 副局長 出納局長 担当技監 企画室の室長 首席調査監 総務室長 総合防災室長 政策推進室長 首席ILC推進監 地域振興室長 廃棄物特別対策室長 医療政策室長 医師支援推進室長 雇用対策・労働室長 競馬改革推進室長 総括課長 調査監 報道監 総務事務センター所長 政策監 ILC推進監 調整監 医師支援推進監 出納指導監 課長及び担当課長（部局等若しくは出納局又は室課等の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 給与人事担当課長 組織行革担当課長 調査担当課長 予算担当課長 法務学事課の特命課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 指導審査課長 主任主査及び主査（部局等又は出	知事 の 事務 部 局	本庁 企画理事 復興局長 会計管理者 部長 秘書広報室長 国体・障がい者スポーツ大会局長 技監 副部長 副室長 副局長 出納局長 担当技監 企画室の室長 首席調査監 総務室長 総合防災室長 政策推進室長 地域振興室長 科学ILC推進室長 廃棄物特別対策室長 若者女性協働推進室長 医療政策室長 医師支援推進室長 雇用対策・労働室長 競馬改革推進室長 総括課長 調査監 報道監 総務事務センター所長 政策監 調整監 医師支援推進監 出納指導監 課長及び担当課長（部局等若しくは出納局又は室課等の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 給与人事担当課長 行政経営担当課長 調査担当課長 予算担当課長 法務学事課の特命課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 指導審査課長 主任主査及び主査（部

納局の主管室課等において人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。) 秘書広報室の主任主査及び主査(調査に関する事務を担当する者に限る。) 秘書課の主任主査及び主査(秘書の事務を担当する者に限る。) 人事課の給与人事又は組織行革に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査(財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 法務学事課の主任主査及び主査(法務に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。) 並びに守衛長

局等又は出納局の主管室課等において人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。) 秘書広報室の主任主査及び主査(調査に関する事務を担当する者に限る。) 秘書課の主任主査及び主査(秘書の事務を担当する者に限る。) 人事課の給与人事又は行政経営に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査(財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 法務学事課の主任主査及び主査(法務に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。) 並びに守衛長

出 先 機 関	[略]	
	消防学校	[略]
	食肉衛生検査所	[略]
	県民生活センター	[略]
	[略]	
	児童相談所	[略]
	環境保健研究センター	所長 副所長 企画情報部長
	高等看護学院	[略]
	[略]	
	福岡事務所	[略]
	先端科学技術	所長 副所長 総務部長

出 先 機 関	[略]	
	消防学校	[略]
	先端科学技術 研究センター	所長 副所長
	食肉衛生検査所	[略]
	環境保健研究 センター	所長 副所長 企画情報部長
	県民生活センター	[略]
	[略]	
	児童相談所	[略]
	高等看護学院	[略]
	[略]	
	福岡事務所	[略]

		研究センター			
		産業技術短期 大学校	[略]		産業技術短期 大学校
		[略]			[略]
教育 委員 会 の 事務 局 等	事務局	本庁	教育長 教育次長 教育企画室 長 学校教育室長 総括課長 課長及び担当課長（室及び課内 の人事、給与又は服務に関する 事務を総括する者に限る。） <u>高校教育課長 学校教育室の特 命課長（高校改革に関する事務 を担当する者に限る。）</u> 人事 給与担当課長 厚生福利担当課 長 小中学校人事課長 県立学 校人事課長 教育企画室の主任 主査及び主査（秘書の事務を担 当する者に限る。） 教職員課 の人事、給与又は服務に関する 事務を担当する主任主査、主査 及び主任並びに当該事務の企画 を担当する主事 首席経営指導 主事 主任経営指導主事 経営 指導主事	事務局	本庁
		[略]			教育長 教育次長 教育企画室 長 学校教育室長 総括課長 課長及び担当課長（室及び課内 の人事、給与又は服務に関する 事務を総括する者に限る。） <u>高校改革課長</u> 人事給与担当課 長 厚生福利担当課長 小中学 校人事課長 県立学校人事課長 教育企画室の主任主査及び主 査（秘書の事務を担当する者に 限る。） 教職員課の人事、給 与又は服務に関する事務を担当 する主任主査、主査及び主任並 びに当該事務の企画を担当する 主事 首席経営指導主事 主任 経営指導主事 経営指導主事
		[略]			[略]
		[略]			[略]
		[略]			[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

管理職員検討表

番号	組織	検討対象の職				管理職員等指定基準				備考
		所属名	職名	内申状況	格付	部下数	該当基準	指定要否	理由	
1	議会事務局	総務課	管理主幹	廃止	—	—	削除	職の廃止による。		
2	本庁	科学ILC推進室	ILC推進監	廃止	—	—	削除	職の廃止による。	政策地域部に「科学ILC推進室」が新設されることによる。 なお、「首席ILC推進監」については、部下の服務権限を有さないスタッフ職となるため、指定基準外。	
3			科学ILC推進室長	新規	行8	11	第1-2	要		指定基準のとおり。
4			首席ILC推進監	継続	行8	—	—	削除		指定基準外。
5			若者女性協働推進室	若者女性協働推進室長	新規	行8	22	第1-2		要
6	本庁	人事課	組織行革担当課長 →行政経営担当課長	継続 (文言修正)	行5	—	要	指定基準のとおり。	環境生活部に「若者女性協働推進室」が新設されることによる。 職名変更による。	
7			給与人事又は組織行革に関する事務を担当する主任主査及び主査 →給与人事又は行政経営に関する事務を担当する主任主査及び主査	継続 (文言修正)	行4・5	—	第1-8	要		指定基準のとおり。
8	出先機関	先端科学技術研究センター	総務部長	廃止	—	—	削除	職の廃止による。	所管が商工労働観光部から政策地域部に変更されることによる位置の変更。	
9		環境保健研究センター	所長	継続 (位置変更)	行8	第3-1 第3-2	要	指摘基準のとおり。		
10			副所長		行5					
11	教育委員の事務局	学校教育室	所長	継続 (位置変更)	行8	第3-1 第3-2 第3-4	要	指定基準のとおり。	所管が保健福祉部から環境生活部に変更されることによる位置の変更。	
12			副所長		行6・7、研4					
13			企画情報部長		行5					
11	本庁	学校教育室	特命課長 (高校改革に関する事務を担当する者に限る。)	廃止	—	—	削除	職の廃止による。	第2次県立高等学校整備計画策定に向けて、「特命課長 (高校改革)」の職を廃職させ、「高校改革課長」を新設したことによる。 高校教育課長については、高校改革に係る業務が高校改革課長へ移管されるため、管理職の指定基準外。	
12			高校改革課長	新規	行6・7	3	第1-14	要		指定基準のとおり。
13			高校教育課長	廃止	—	—	—	削除		指定基準外。

## 県管理職員等指定基準

岩手県人事委員会

## 県管理職員等指定基準

平成 19 年 3 月 1 日 人事委員会議決

## 第 1 趣旨

この基準は、地方公務員法第 52 条第 4 項の規定に基づき人事委員会が定める「管理職員等の範囲を定める規則」（昭和 41 年 8 月 19 日人事委員会規則第 21 号）における管理職員等の指定基準及び指定手続について定めるものである。

## 第 2 指定基準

本庁にあっては別表第 1 に、広域振興局にあっては別表第 2 に、広域振興局以外の出先機関にあっては別表第 3 に掲げるいずれかの項目に該当する職は、当該職への専任者の配置の有無にかかわらず、原則として管理職員等の職として指定するものとする。

## 第 3 管理職員等の指定手続

- 1 管理職員等の職の指定に当たっては、人事委員会は、各任命権者からの「管理職員等の範囲を定める規則」改正の内申を求めるものとする。ただし、法改正等による文言整理等実質的な指定内容に変更がないと認められる職については、同規則の改正内申によらず、人事委員会の職権により各任命権者の了解を得て指定することがある。
- 2 第 2 の基準により難い特別の事情がある旨任命権者から申出があった場合には、人事委員会は、当該任命権者の組織機構、分掌する事務の内容、権限の分配等について詳細に説明した資料の提出を求め、個別に協議するものとする。
- 3 上記 2 の協議を行った場合には、人事委員会は、地方公務員法第 52 条第 3 項の規定の趣旨及び他の任命権者の状況を勘案して指定の可否を判断するものとする。

## 第 4 管理職員等の指定の根拠条項について

別表 1 から別表 3 における管理職員等の指定に関する地方公務員法第 52 条第 3 項ただし書きの根拠条項の区分は次のとおりとする。

- 1 ただし書① 重要な行政上の決定を行う職員
- 2 ただし書② 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- 3 ただし書③ 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- 4 ただし書④ 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員
- 5 ただし書⑤ その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員（重要な政策権限は有しないが、部下職員の服務権限を有する等、当局の立場に立って部下を指揮監督する職員を含む。）

附 則 本基準は、平成 19 年 4 月 1 日以降に施行する「管理職員等の範囲を定める規則」の改正から適用する。

別表 第1 (本庁)

区 分	管理職員として指定する職	根拠条項
共通	1 部、局若しくはこれに相当する組織の長の職及び当該職を直接補佐する職又はこれらと同等の格付けの職で、かつ、同等の権限を有する職	ただし書①
	2 室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職	ただし書②
	3 室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職を直接補佐する職で、人事、給与又は服務に関する事務を担当する職	ただし書③ ただし書④
	4 部、局若しくはこれに相当する組織の主管室課等で、部、局若しくはこれに相当する組織の人事、給与又は服務に関する事務を担当する主任主査又は主査	ただし書④
知事の事務局	5 県政の調査に関する事務を担当する主任主査、主査及びこれを統括する職	ただし書⑤
	6 知事、副知事の秘書に関する事務を担当する職及び当該職を統括する職	ただし書④
	7 法規審査に関する事務を担当する主任主査又は主査及び当該職を統括する職	ただし書④
	8 人事、組織、定数、給与、服務、公平審査又は職員団体に関する事務を担当する職及び当該職を統括する職	ただし書④
	9 県の予算に関する事務を担当する主任主査又は主査及び当該職を統括する職	ただし書④
	10 庁舎管理に関する事務を担当する主任主査又は主査及び当該職を統括する職並びに守衛の長の職	ただし書⑤
	11 職員の厚生福利に係る計画の策定に関する事務を統括する職	ただし書⑤
	12 決算及び歳計現金（給与及び旅費に限る。）の管理に関する事務を統括する職	ただし書⑤
教育委員会の事務局等	13 秘書に関する事務を担当する主任主査又は主査及び当該職を統括する職	ただし書③ ただし書④
	14 人事、給与、服務、公平審査又は職員団体に関する事務（免許事務を除く）を担当する職及び当該職を統括する職	ただし書③ ただし書④
人事委員会事務局	15 主任主査又は主査及び公平審査又は職員団体に関する事務を担当する職	ただし書④
議会事務局	16 議長の秘書に関する事務を担当する主任主査又は主査	ただし書④

備考 「統括する職」とは担当課長級以上の職位のものに限る。

別表 第2 (広域振興局)

区分	管理職員として指定する職	根拠条項
広域振興局	1 局長、副局長、保健福祉環境技監、部長及びセンター所長	ただし書②
	2 部の室長等の内部組織の長で、当該内部組織に係る服務上の権限を有する管理的な地位にある職	ただし書③
	3 局の人事、給与若しくは服務に関する事務を担当する管理主幹又は課長	ただし書③
	4 出先事務所の長の職（総括課長級以上の職位に限る。）	ただし書③

備考 「出先事務所の長」とは、広域振興局の内部組織のうち、事務所が単独である場合等の事情により実質的に部下職員の服務上の権限を有する職をいい、出張所長、ダム建設事務所長、土木事務所及び林務事務所長等の職をいう。

別表 第3 (出先機関)

区分	管理職員として指定する職	根拠条項
共通	1 出先機関の長の職（所長等が非常勤の場合にあっては次席の者）	ただし書②
	2 出先機関の長の職を直接補佐する職	ただし書②
	3 出先機関の出張所等の長で、服務に関する事務を担当する職	ただし書③
知事の事務部局	4 出先機関の長が本庁の室長と同等の格付である機関にあっては、人事、給与又は服務に関する事務を担当する部長又は課長（総括課長級以上の職位に限る）	ただし書③
教育委員会の事務局等	5 教育職員の人事管理に関する事務を担当する職及び当該職を統括する職	ただし書④
	6 学校の校長、教頭（人事、給与若しくは服務に関する事務を担当する者に限る）及び事務長	ただし書③
	7 部又は課を置く機関にあっては、人事、給与若しくは服務に関する事務を担当する部長又は課長	ただし書③

備考1 「出先機関の出張所等の長」には「船長」の職にあるものを含むものとする。

備考2 「統括する職」とは担当課長級以上の職位のものに限る。